

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 10日	
堺市長 殿	
提出者 住 所 大阪府堺市堺区遠里小野町2-4-26 氏 名 株式会社 田中食品興業所 代表取締役 田中利明 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 072-238-0281	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 田中食品興業所
事業場の所在地	大阪府堺市堺区遠里小野町2-4-26
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	09：食料品製造業
②事業の規模	製造品出荷額：4, 555百万円
③従業員数	238名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	動植物性残渣 B工程
	排 出 量	375.93 t	187.39 t
	（これまでに実施した取組） ・生産効率の向上（歩留りアップ、不良品の発生抑制）により、動植物性残渣、廃プラスチック）の発生を抑制した。（動植物性残渣、廃プラスチック） ・排水処理施設での脱水強化、日々の調整強化により、汚泥の発生を抑制した。（有機性汚泥）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	動植物性残渣 B工程
	排 出 量	374 t	185 t
	（今後実施する予定の取組） ・製品切替えロス削減により廃棄ロスを削減し、発生を抑制する。（廃プラスチック、動植物性残渣）		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・動植物性残渣、廃プラスチック類（リサイクル不可）、廃プラスチック類（リサイクル可）、有機性汚泥、金属くず、動植物系廃油、蛍光灯はそれぞれ分別、保管している。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・特になし		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃プラスチック類 C工程	廃プラスチック D工程	動植物系廃油 E工程	鉄くず F工程
65.82 t	0 t	0.112 t	17.44 t

②計画

廃プラスチック類 C工程	廃プラスチック D工程	動植物系廃油 E工程	鉄くず F工程
64 t	0 t	0.1 t	15 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

有機性汚泥 H工程	動植物性残渣 J工程	管理型混合廃棄物 K工程	廃プラスチック L工程
359.02 t	20.64 t	0 t	2.1 t

②計画

有機性汚泥 H工程	動植物性残渣 J工程	管理型混合廃棄物 K工程	廃プラスチック L工程
357 t	20 t	0 t	2 t

動植物性残渣	M工程	蛍光灯	N工程
8.73	t	0.16	t

動植物性残渣	M工程	蛍光灯	N工程
8	t	0.1	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	動植物性残渣 B工程
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	動植物性残渣 B工程
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	動植物性残渣 B工程
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	動植物性残渣 B工程
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

廃プラスチック類 C工程	廃プラスチック D工程	動植物系廃油 E工程	鉄くず F工程
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃プラスチック類 C工程	廃プラスチック D工程	動植物系廃油 E工程	鉄くず F工程
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

廃プラスチック類 C工程	廃プラスチック D工程	動植物系廃油 E工程	鉄くず F工程
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃プラスチック類 C工程	廃プラスチック D工程	動植物系廃油 E工程	鉄くず F工程
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

有機性汚泥 H工程	動植物性残渣 J工程	管理型混合廃棄物 K工程	廃プラスチック L工程
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

有機性汚泥 H工程	動植物性残渣 J工程	管理型混合廃棄物 K工程	廃プラスチック L工程
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

有機性汚泥 H工程	動植物性残渣 J工程	管理型混合廃棄物 K工程	廃プラスチック L工程
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

有機性汚泥 H工程	動植物性残渣 J工程	管理型混合廃棄物 K工程	廃プラスチック L工程
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

動植物性残渣	M工程	蛍光灯	N工程
0	t	0	t

動植物性残渣	M工程	蛍光灯	N工程
0	t	0	t

動植物性残渣	M工程	蛍光灯	N工程
0	t	0	t
0	t	0	t

動植物性残渣	M工程	蛍光灯	N工程
0	t	0	t
0	t	0	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	動植物性残渣 B工程
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	動植物性残渣 B工程
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	動植物性残渣 B工程
	全 処 理 委 託 量	375.93 t	187.39 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	375.93 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・処理委託契約前には現地視察及び書類確認等を行い、委託しても問題ないかの判断を行う。処理委託後は定期的に処理状況の現地確認を行っている。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

廃プラスチック類 C工程	廃プラスチック D工程	動植物系廃油 E工程	鉄くず F工程
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃プラスチック類 C工程	廃プラスチック D工程	動植物系廃油 E工程	鉄くず F工程
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃プラスチック類 C工程	廃プラスチック D工程	動植物系廃油 E工程	鉄くず F工程
65.82 t	0 t	0.112 t	17.44 t
65.82 t	t	t	t
t	t	0.112 t	17.44 t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

有機性汚泥 H工程	動植物性残渣 J工程	管理型混合廃棄物 K工程	廃プラスチック L工程
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

有機性汚泥 H工程	動植物性残渣 J工程	管理型混合廃棄物 K工程	廃プラスチック L工程
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

有機性汚泥 H工程	動植物性残渣 J工程	管理型混合廃棄物 K工程	廃プラスチック L工程
359.02 t	20.64 t	0 t	2.1 t
359.02 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

動植物性残渣	M工程	蛍光灯	N工程
0	t	0	t

動植物性残渣	M工程	蛍光灯	N工程
0	t	0	t

動植物性残渣	M工程	蛍光灯	N工程
8.73	t	0.16	t
	t		t
	t		t
	t		t
	t		t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	動植物性残渣 B工程
	全処理委託量	374 t	185 t
	優良認定処理業者への処理委託量	374 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・継続して優良認定処理業者への委託の検討を行う。 ・委託処理業者に対しては、引続き定期的に処理状況の現地確認を行う。		
※事務処理欄			

②計画

廃プラスチック類 C工程	廃プラスチック D工程	動植物系廃油 E工程	鉄くず F工程
64 t	0 t	0.1 t	15 t
64 t	t	t	t
t	t	0.1 t	15 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

有機性汚泥 H工程	動植物性残渣 J 工程	管理型混合廃棄物 K工程	廃プラスチック L工程
357 t	20 t	0 t	2 t
357 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

動植物性残渣	M工程	蛍光灯	N工程
8	t	0.1	t
	t		t
	t		t
	t		t
	t		t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。